

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	障害福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は、障害福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。障害者自立支援関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和8年8月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉に関する事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 【障害児通所支援に関する事務】 ①障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給申請の受理、給付決定及び通知 ②肢体不自由児通所医療費の支給 ③障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給申請の受理、支給 ④高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ⑤負担能力の認定及び費用の徴収 ⑥障害児通所給付決定の変更申請の受理、変更、変更の通知 【身体障害者手帳に関する事務】 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理やその後の対応に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更、住所の変更等による届出の受理やその後の対応に関する事務 ⑤障害程度の変更等に伴う申請の受理やその後の対応に関する事務 【精神障害者保健福祉手帳】 ①精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理やその後の対応に関する事務 ②精神障害者保健福祉手帳の更新の申請の受理やその後の対応に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ④精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ⑤氏名の変更、住所の変更等による届出の受理やその後の対応に関する事務 ⑥障害等級の変更申請の受理やその後の対応に関する事務 ⑦精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務 【特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当支給に関する事務】 ①障害児福祉手当又は特別障害者手当認定請求書の受理、認定、認定結果の通知 ②障害児福祉手当所得状況届又は特別障害者手当所得状況届の受理、内容の審査、審査結果 ③氏名、住所変更届の受理、内容確認、台帳登録 ④障害児福祉手当資格喪失届又は特別障害者手当資格喪失届の受理、喪失通知書の交付 ⑤福祉手当所得状況届の受理、内容の審査、審査結果の通知 ⑥福祉手当資格喪失届の受理、喪失通知書の交付 【障害者自立支援給付・地域生活支援事業事務】 ①介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ②特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請、支給決定 ③地域相談支援給付費及び特例地域相談支援費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ④計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給 ⑤療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給 ⑥補装具費の支給申請の受理、支給決定 ⑦高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理、支給 ⑧他の法令による給付との調整 ⑨自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更、支給認定の取消し、支給、審査及び支払 ⑩指定自立支援医療機関の選定 ⑪医療受給者証の交付、再交付、返還請求 ⑫障害支援区分の認定
③システムの名称	障がい者福祉システム(自立支援給付)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害福祉関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 項番 9、20、21、22、50、51、66、67、117

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 項番 11、15、20、37、144、145、155 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表 項番 14、15、20、37、41、91、92、93、144、145、146、155、
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部地域福祉課 519-0164 三重県亀山市羽若町545番地 0595-84-3313
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人手を介在させる作業については、複数の者による確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムを通じて個人情報を入手を行う場合、番号法の規定に定められている根拠どおりかについて、複数名で確認を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	障がい者自立支援に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制をチェックシートを用いて確認することとしている。	亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。 障害者自立支援関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事前	
平成29年4月1日	I－1 ②事務の概要	身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律の規定により障害者福祉情報の管理、統計報告の資料作成、データ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①障害者福祉サービス決定時の対象者可否の判断に使用 ②情報提供ネットワークシステムへの自立支援給付データ提供	【身体障害者手帳】身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・身体障害者手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・身体障害者手帳の返還・身体障害者手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・身体障害者手帳の再交付 【療育手帳】「療育手帳制度について」に基づく療育手帳に関する事務において、番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・療育手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・療育手帳の返還・療育手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・療育手帳の再交付 【精神障害者保健福祉手帳】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳に関する事務において、番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・精神障害者保健福祉手帳の返還・精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答	事前	
平成29年4月1日	I－1 ③システムの名称	障がい者システム（自立支援給付）	障害福祉システム（自立支援給付）、中間サーバー	事前	
平成29年4月1日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11、12、13、14、34の項	1. 番号法第9条第1項及び別表第一11、14.47、84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第11条、第14条、第38条、第60条	事前	
平成29年4月1日	I－4 ①実施の有無	未定	実施する	事前	
平成29年4月1日	I－4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の10、15、20、21、22、23、53の項	（情報提供の根拠） ○番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「身体障害者手帳」「特別障害者保健福祉手帳」が含まれるもの（16の項） ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害者関係情報」が含まれるもの（27、28、31、54、55、56の2、57、79の項） ・第三欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれるもの（87の項） ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）（以下「別表第二省令」という。） ・第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第44条（情報照会の根拠） ○番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事」の項のうち、第二欄（事務）が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」となっているもの（25の項） ・第一欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄（事務）が「昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務」となっているもの（85の項） ○別表第二省令	事前	
平成29年4月1日	I－5 ①部署	健康福祉部高齢障がい支援室	健康福祉部 地域福祉室	事後	
平成29年4月1日	I－5 ②所属長	高齢障がい支援室長 古田秀樹	地域福祉室長 水谷和久	事後	
平成29年4月1日	II－1 対象人数	1万人以上10万人未満	1000人以上1万人未満	事前	
平成29年4月1日	II－2 取扱者数	500人以上	500人未満	事前	
平成30年6月22日	I－5 ①部署	健康福祉部 地域福祉室	健康福祉部 地域福祉課	事後	
平成30年6月22日	I－5 ②所属長	地域福祉室長 水谷和久	地域福祉課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	I-7	企画総務部 総務法制室 519-0195 三重県 亀山市本丸町577番地 0595-84-5033	総合政策部 総務課 519-0195 三重県亀山 市本丸町577番地 0595-84-5032	事後	
平成30年6月22日	I-8	健康福祉部 地域福祉室 519-0164 三重県 亀山市羽若町545番地 0595-84-3313	健康福祉部 地域福祉課 519-0164 三重県 亀山市羽若町545番地 0595-84-3313	事後	
平成30年6月22日	I-4-②	(情報提供の根拠) (略) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれるもの(87の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第44条(略)	(情報提供の根拠) (略) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれるもの(87の項) ・第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれるもの(9、12、15の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第44条(略)	事前	
平成30年6月22日	III 時点	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年6月22日	I-1-③システムの名称	障害福祉システム(自立支援給付)、中間サーバー	障がい者福祉システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	新様式への変更
令和1年6月1日	I-1-②事務の概要	【身体障害者手帳】身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳に関する事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・身体障害者手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・身体障害者手帳の返還・身体障害者手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・身体障害者手帳の再交付 【療育手帳】「療育手帳制度について」に基づく療育手帳に関する事務において、番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・療育手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・療育手帳の返還・療育手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・療育手帳の再交付 【精神障害者保健福祉手帳】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳に関する事務において、番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・精神障害者保健福祉手帳の交付の申請受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ・精神障害者保健福祉手帳の返還・精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備 ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務 【特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当】特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当／障害者福祉手当、国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等に関する法律に基づく経過的福祉手当に関する事務において、番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定の請求受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答(特別障害者手当／障害児福祉手当) ・氏名の変更又は居住地の移転に関する届出受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答(特別障害者手当／障害児福祉手当／経過的福祉手当) なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 【障害児通所支援に関する事務】 ①障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費の支給申請の受理、給付決定及び通知 ②障害児通所給付費の支給 ③障害児通所給付費の返還に関する事務 ④高額障害児通所給付費の支給申請の受理、支給決定、支給 ⑤高額障害児通所給付費決定の変更申請の受理、変更、変更の通知 【身体障害者手帳に関する事務】 ①身体障害者手帳の交付の申請の受理やその後の対応に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更、住所の変更等による届出の受理やその後の対応に関する事務 ⑤障害等級の変更申請の受理やその後の対応に関する事務 【精神障害者保健福祉手帳】 ①精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理やその後の対応に関する事務 ②精神障害者保健福祉手帳の更新の申請の受理やその後の対応に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務 ④精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務 ⑤氏名の変更、住所の変更等による届出の受理やその後の対応に関する事務 ⑥障害等級の変更申請の受理やその後の対応に関する事務 ⑦精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務 【特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当支給に関する事務】 ①障害児福祉手当又は特別障害者手当認定請求書の受理、認定、認定結果の通知 ②障害児福祉手当所得状況届又は特別障害者手当所得状況届の受理、内容の審査、審査結果 ③氏名、住所変更の受理、内容確認、台帳登録 ④障害児福祉手当資格喪失届又は特別障害者手当資格喪失届の受理、喪失通知書の交付 ⑤福祉手当所得状況届の変更、内容の審査、審査結果の通知 ⑥福祉手当資格喪失届の受理、喪失通知書の交付 【障害者自立支援給付・地域生活支援事業】 ①介護給付費、特別介護給付費、訓練等給付費及び特別訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ②特定障害者特別給付費、特別特定障害者特別給付費の支給申請、支給決定 ③地域相対支援給付費及び特別地域相対支援費の支給申請の受理、支給決定、変更申請の受理、変更の決定 ④計画相対支援給付費及び特別計画相対支援給付費の支給申請の受理、支給 ⑤療養介護療養費、基準該当療養介護療養費の支給 ⑥補装具費の支給申請の受理、支給決定 ⑦高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理、支給 ⑧他の法令による給付との調整 ⑨自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更、支給認定の取消し、支給、審査及び支払 ⑩特定自立支援医療機関の選定 ⑪医療受給者証の交付、再交付、返還請求 ⑫障害区分区分の認定 ⑬地域生活支援事業に関する事務	事後	
令和1年6月1日	I-3個人番号の利用	1. 番号法第9条第1項及び別表第一11、14、47、84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第11条、第14条、第38条、第60条	番号法第9条第1項及び別表第一84の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第60条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「身体障害者手帳」「特別障害者保健福祉手帳」が含まれるもの(16の項) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれるもの(27、28、31、54、55、56の2、57、79の項) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれるもの(87の項) ・第三欄(情報提供者)が「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれるもの(9、12、15の項) ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。) ・第8条、第10条の2、第11条の2、第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第44条(情報照会の根拠) ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」となっているもの(25の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)が「昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務」となっているもの(85の項) ○別表第二省令 ・第18条	【情報提供の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第7号 別表第二 項番 9,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,85,87,106,109,110,116,119 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第8,9,10,10の2,11の2,12,13の 2,19,20,21,22,28,29,30,31,42,43の3の2,44,53,55条の3 【情報照会の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第7号 別表第二 項番 9,10,11,12,15,20,25,53,66,67,68,69,85,108,109,110 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第9,10,12,14,27,30,37,38,55条	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月14日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月14日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第7号 別表第二 項番 9,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,85,87,106,109,110,116,119 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第8,9,10,10の2,11の2,12,13の 2,19,20,21,22,28,29,30,31,42,43の3の2,44,53,55条の3 【情報照会の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第7号 別表第二 項番 9,10,11,12,15,20,25,53,66,67,68,69,85,108,109,110 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第9,10,12,14,27,30,37,38,55条	【情報提供の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第8号 別表第二 項番 9,12,15,16,19,26,27,28,31,54,55,56の 2,57,79,85,87,106,109,110,116,119 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第8,9,10,10の2,11の2,12,13の 2,19,20,21,22,28,29,30,31,42,43の3の2,44,53,55条の3 【情報照会の根拠】 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号) 第19条第8号 別表第二 項番 9,10,11,12,15,20,25,53,66,67,68,69,85,108,109,110 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第9,10,12,14,27,30,37,38,55条	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 7. 特手個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総合政策部 総務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5032	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025	事後	
令和4年6月10日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	2022/4/1	事後	
令和4年6月10日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	2022/4/1	事後	
令和5年6月30日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	2023/4/1	事後	
令和5年6月30日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	2023/4/1	事後	
令和6年7月10日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	2024/4/1	事後	

[illegible]